

【別紙】評価基準表（令和8～10年度各務原市特定保健指導及び利用勧奨業務委託）

評価項目	評価内容	配点	配点比率	評価	評価点(配点比率×評価)
業務実施体制	・業務実施に係る人員体制は整っているか。	8	2	4・3・2・1・0	
	・実施スケジュールは計画的で適切か。	8	2	4・3・2・1・0	
	・対象者からの問合せやクレームに対応できる体制が整っているか。	12	3	4・3・2・1・0	
	・個人情報保護の対策は適切であるか。 ・電子媒体や郵送で個人情報のやり取りを安全な方法で迅速に行うことができるか。	8	2	4・3・2・1・0	
業務実績	・自治体への導入など同種・類似業務の実績がどの程度あるか。	8	2	4・3・2・1・0	
提案内容	・実施率向上につながる効果的な利用勧奨ができているか。	12	3	4・3・2・1・0	
	・対象者が利用しやすい実施日程を確保することができる内容となっているか。	12	3	4・3・2・1・0	
	・事業者のノウハウや知識、経験を生かした創意工夫が見られ、実施率の向上が見込める提案がなされているか。	12	3	4・3・2・1・0	
	・さらなる実施率の向上が期待できる改善策や提案を含んだ結果報告がなされる形となっているか。	8	2	4・3・2・1・0	
	・実施方法が具体的で実現性はあるか。	8	2	4・3・2・1・0	
費用	・最も見積額が安い提案者を評価4とし、他提案者の評価は以下のとおり判定する。 最も安い見積額+10%未満 … 3 最も安い見積額+10%以上20%未満 … 2 最も安い見積額+20%以上30%未満 … 1 最も安い見積額+30%以上または事業費の上限額（28,721千円）を超過 … 0	4	1	4・3・2・1・0	
		100			

4 特に良い 3 良い 2 普通 1 やや劣る 0 劣る